

検認事務よくある質問【課所館、県立学校】

カテゴリ	質問	回答
対象者	令和8年4月1日に認定した被扶養者は、検認の確認期間である令和7年1月～12月は被扶養者ではないので、検認対象外ですか。	令和8年6月1日時点で被扶養者の資格がある場合は、検認の対象です。 令和8年4月1日認定も令和8年6月1日認定も、検認の対象となります。
	令和8年6月2日付けで退職した組合員は検認の対象外ですか。	令和8年6月1日時点で資格があるため、検認の対象です。被扶養者がいる場合は、被扶養者も検認対象です。 検認が終わらないと、資格喪失手続はできません。
収入確認書類	被扶養者や通常の扶養義務者の収入確認書類は非課税証明書でもいいですか。	非課税証明書は原則不可です。 市区町村から発行された令和8年度（令和7年分）所得証明書を提出してください。 非課税証明書という名前でも、収入額等の記載がある場合（0円や****も可）は有効です。収入額の記載がなく、「非課税である」等の文言のみの場合は不可です。 前年の所得がないために所得証明書の交付を受けられない方は、あらかじめ市区町村役場で住民税の申告を行ったうえで取得するか、別紙6「同意書」をご提出ください。
	被扶養者や通常の扶養義務者の収入確認書類は源泉徴収票でもいいですか。	源泉徴収票は組合員本人のみ可です。 被扶養者や、組合員以外の通常の扶養義務者の収入確認書類は、源泉徴収票は不可です。
	年金収入と給与収入があります。収入が認定限度額未満かどうか確認する場合、所得証明書のどこを見ればいいですか。	所得証明書の収入欄をご確認ください。所得欄ではないためご注意ください。
	事業所得があり確定申告をしています。収入が認定限度額未満かどうか確認する場合、確定申告書のどこを見ればいいですか。	所得税青色申告決算書：⑬青色申告特別控除前の所得金額 をご確認ください。 収支内訳書：専従者控除前の所得金額 をご確認ください。
	事業所得がありますが所得が20万円未満のため確定申告をしていません。どうすればいいですか。	収入額が確認できる証明書の写し又は、 お住まいの市町村役場で市町村民税の申告手続きを行ったうえで、市町村民税の申告書の写しをご提出ください。市町村民税の申告手続き方法が不明な場合は、お住まいの市町村役場へお問い合わせください。